

日本語総合コース 学生募集要項

■ 募集コース

入学期	出願期間	定員	授業時間数
4月	7月1日～10月31日	100名	●授業は週5日、1日4時限 午前クラス（9:20～12:40） 午後クラス（13:40～17:00） ●クラスはレベルテストで決定
10月	3月21日～5月15日		

※定員に達した場合、出願期間中であっても締め切ることがあります。早めの出願を心がけてください。

■ 出願資格

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 12年間以上の学校教育を修了（見込み）の者 ② 大学への入学資格となる中等教育課程を修了している者 ③ 本校において、①及び②と同等であると認められた者 |
|--|

■ 学費（税込）

		1年	1年6か月	2年
選考料		21,000円		
入学金		52,000円		
授業料		670,000円	1,005,000円	1,340,000円
諸費	学校作成教材費	10,000円	15,000円	20,000円
	傷害保険料	6,000円	12,000円	12,000円
合計		759,000円	1,105,000円	1,445,000円

※諸費

①学校作成教材費が別途必要です。

ECC で作成した教材費は授業料の支払い期間に応じしてお支払ください。

※ 教科書代は含まれていません。クラス決定後に別途、購入していただきます。

②日本語学校総合補償保険料 6,000円（1年）

万一のけがや事故に備えて、損害保険に加入します。一旦支払われた保険料は返金することができません。

1年6月、2年コースの方は、1年経過時に2年目の保険料をお支払いいただきます。

■ 出願書類

必要書類		原本	注意事項	
申込者本人	1	履歴書	✓ 当校フォーマット	
	2	就学理由書	✓ 最終学歴卒業5年以内であれば不要	
	3	本校卒業後の進路説明書	✓ 最終学歴卒業5年以内であれば不要	
	4	最終学校の卒業証書	✓ 卒業予定者は卒業見込み証書を提出	
	5	日本語能力立証資料	✓ JLPT N5以上あるいは成績証明書 最終学歴が高専以上であれば不要	
経費支弁者	6	経費支弁書	✓ 当校フォーマット	
	7	経費支弁者と申請者との関係を立証する書類	✓ 戸籍抄本や出生証明書など	
	8	預金残高証明書	✓	
	9	経費支弁者の職業を立証する資料		在職証明書（原本）・職業証明書・営業許可書・法人登記簿等
	10	通帳コピー（過去3年間）		8.預金残高証明書と同一口座のもの
	11	納税証明書（過去3年間）	✓	収入（所得証明書）でも可

※提出物は申請より3ヵ月以内発行のものに限ります。

※和文以外の書類は必ず日本語訳を添付し、翻訳者の署名を付けてください。

※コピーを提出する場合、全て片面コピーで作成してください。また、余白に①コピー日

②コピー者氏名 ③申請人との関係 を記載してください。

例：写し作成日 2020年1月1日 新宿太郎（留学仲介エージェント）

※5.日本語能力立証資料を成績証明書で提出する場合、①学習期間 ②出席率（実学習時間）

③履修内容 ④コース名称 ⑤当該コースの終了目標レベル ⑥使用教材名 が記載されたものを提出してください。

※経費支弁者が申請者本人・親以外の場合、6.経費支弁書で経費支弁に至った経緯を詳細に説明してください。

※出願書類は、コピーをとっておいてください。

]

■ 留学ビザで学習するにあたっての注意

- ① 留学生がアルバイトをするには、資格外活動許可書が必要です。アルバイトの時間数は1週間に28時間以内で、風俗業等の仕事はできません。ECCの規則では、資格外活動は、入学後3ヶ月間は、行うことができません。
- ② 留学生は国民健康保険に加入しなければなりません。費用は学生が支払います。
- ③ 学生は、欠席・遅刻・早退をすることなく全力で学習に取り組む必要があります。

■ 学費返却規定

- ① 選考料、入学金、諸費の一部は理由のいかんに関わらず、返却いたしません。
- ② 留学ビザの発給が拒否され、入学できなかった場合は、授業料を返却いたします。
ただし、その場合は、留学ビザの発行が拒否されたことを示す旅券のコピーの提出が必要です。
- ③ 入学式前に入学できない事情が生じた場合は、入学式前日（前日が土曜日、日曜日、休日の場合はその前日）までに入学できなくなった理由を書面にて提出することで授業料を返却いたします。
※在留資格認定証明書は返却要
- ④ 留学生として入学した者は、授業開始から6ヶ月間を学習の最小単位とし、開始後6ヶ月以内の途中退学については授業料の精算はありません。この者が6ヶ月以内に在留資格を変更した場合も同様です。
- ⑤ 以下の条件に当たる場合は、その次の学期以降の授業料を返却します。
 1. 入学後6ヶ月を過ぎた後、大学などに進学し、進学手続きを終えた者。
 2. 入学後6ヶ月を過ぎた後、自主退学し、ECCが学生の帰国を確認できた場合。
- ⑥ 在学中の授業料の支払いは、学院が案内するので指定期日までに支払う必要があります。

■ 留学ビザ申請手続き



ECC日本語学院 新宿校

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-6-4 ECC 東京本部ビル 1F
TEL : +81-(0)3-5331-3140 FAX : +81-(0)3-5331-3141
Email : jpshinjuku@ecc.co.jp Skype : ECC jpshinjuku (ECCの後スペース有)
ホームページ : <https://ecc-nihongo.com>
[月曜日～金曜日] 9:30～17:30
*電話でお時間をお約束のうえ、お越しください。